

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.109

No.109 2018.2.5

## ■ 通常国会が始まりました。

### 「働き方改革」阻止の正念場です！

1月22日、第196回通常国会が召集されました。安倍首相は、施政方針演説において、「我が国に染みついた長時間労働の慣行を打ち破ります。」「三六協定でも超えてはならない、罰則付きの時間外労働の限度を設けます。」と述べる一方で、「専門性の高い仕事では、時間によらず成果で評価する制度を選択できるようにします。」とも述べ、長時間労働を助長することになる制度をセットで進め、これを「働き方改革」一括法案として、今国会で成立させようとしています。

つまり、これまで日本労働弁護団が、その危険性を繰り返し訴えてきた「高度プロフェSSIONAL制度」「裁量労働制度」が実現されてしまうかもしれないのです。何としても阻止しなければなりません。

今こそ、市民・労働運動を結集させ、廃案に向けて、行動を起こしましょう！



～日本労働弁護団リーフレットより～

また、安倍首相は、「新たな働き方」として、テレワーク等にも言及しており、今後、労働法の保護が受けられない労働者が多く生み出され、雇用破壊が進められてしまう危険が高まっています。

こちらの問題についても、反対の運動を盛り上げていかなければなりません。

## ■ 3.3 雇止め・無期転換ホットラインを実施します！

4月以降に有期労働者の無期転換権行使が本格化しますが、既に無期転換権行使の妨害を目的とした雇止めの問題が顕在化しています。

この問題に対応するため、全国一斉ホットラインを実施します。このホットラインをきっかけに、脱法目的の雇止めを掘り起こして、阻止していきましょう！

電話 03-3251-5363 (東京)

### 全国一斉労働ホットライン 雇止め・無期転換無料電話相談

日時 2018年3月3日(土)

時間 13時～18時

主催 日本労働弁護団

有期労働契約を無期契約に転換する権利を獲得する労働者が今後増えていきます。それを防ぐための雇止めは許されません。

・自分に無期転換する権利はあるのか？どうやって転換するの？  
・無期転換！と欲する労働者は何の会社にもないよ

[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790